

平成29年度沖縄振興特別推進交付金
市制施行70周年石垣島777大学院（仮称）事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

「市制施行70周年石垣島777大学院（仮称）事業」

2. 事業（業務）の目的

石垣市制施行70周年記念事業として、これまでの70年、これから70年のまちづくりを考える取り組みとして、ものづくり産業（織物・木工・窯業・島の手作り等）、公共交通、情報関連産業、中心市街地の活性化および空間利用、マーケティング、ブランディング、創業支援等の商工分野を領域にした市民向けの学習機会を「石垣島777（スリーセブン）大学院（仮称）」として開催（開校）する。具体的には、商工分野の領域において、市内で活動する人材また市外の著名な方を講師として招聘を行い、各テーマに応じたワークショップ、講座、フィールドワーク、講演等の形態で構成される一連のプログラムを実施する。このことによって、商工まちづくりに対する70の提言や成果物を得ることを目的とする。本業務は、開催（開校）にかかる実施運営の業務全般を委託する。

※石垣島777大学院（仮称）とする趣旨は、これから70年の商工まちづくりを考える講座やワークショップ等を問題解決型、価値創出型の体験プログラムとして設定して、受講者が積極的に成果物を創り出す意味合いによる。

一体的に実施するプログラム（講座、ワークショップ等）の名称は、事業受託者の提案を受け、本市との協議で決める



（参考）

市制施行70周年ロゴマーク

3. 事業（業務）の成果目標

- (1) これからの商工まちづくりについて、文化経済価値を見出して、それを深掘りすることに資する70の独自性ある提言及び成果物を得ることを成果目標とする。
- (2) 各講座、ワークショップ、プログラムからの成果発表を行う。

(3) 成果物等の商品化、継続的活動支援につなげることに取り組む。

4. 契約期間

委託契約締結日から平成30年3月26日まで

5. 業務委託内容

5-1 開催（開校）内容の設定

- 石垣島777大学院（仮称）を開講（開校）する。名称は、提案によって本市との協議で決定する。
- 商工分野の領域をテーマにした問題解決型、価値創出型の体験プログラムとして講座、ワークショップ、講演等の形態で構成される一連のプログラムを開催する。
- 講座等の設定回数、内容は提案による協議で決めることとするが、テーマに応じて短期コース（1回～3回程度の受講）、長期コース（3回～5回程度の受講）を各3テーマ以上提案して、実施すること。
- 各開催日や期間、講座内容、講師の選考などのプログラムの設定を行う。
- 各開催場所については、提案をもとに協議で決めることとする。
- 市民を対象にするが、島外からも参加できるプログラム参加ツアーの造成について取り組むこととする。

5-2 開催（開校）告知、受講生の募集

- 開催告知（広報）や受講生の受付募集、問い合わせ窓口業務を行う。
- 開催、募集告知は、島内外に向けて行うこととする。

5-3 開催（開校）にかかる運營業務

- 各プログラムの運営マニュアル等を作成して、安全で円滑な運營業務を実施する。
- 講師等との事務調整、謝金の支払い、管理を行う。
- テキスト代、材料等はプログラム内容によって受講者負担とすることができる。

5-4 成果発表会の実施

- 全プログラムの成果発表会について、その実施内容を考案して実施する。
- 各プログラムの成果物について、商品化や継続した活動支援を図る。
- 成果目標の達成に向けた進捗管理を行う。

5-5 業務報告書の作成

- 各プログラムの内容を記録する。
- 本業務にかかる印刷物やメディア等の掲載情報を整理する。
- 業務報告書の作成、提出を行う。

5-6 その他

- 提案等による本市との協議で決まったこと。

6. 業務の成果品

- (1) 業務報告書：製本10部及び電子データ（CD）
- (2) 各プログラムの成果をまとめた冊子（パンフレット）

※発表会等での配布を想定する。

- ①製本1,000部
- ②冊子の電子データ

7. 委託予定額

800万円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲。

8. 業務委託契約後の提出書類

本業務の契約後、速やかに以下（1）～（3）の書類を提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 履行体制届
- (3) 業務実施計画書

9. 業務完了後の提出書類

本業務完了後、速やかに以下の（1）～（4）の書類を提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 成果品
- (3) 経費明細書
- (4) その他契約書や協議によるもの

10. 関係書類等の整備

本業務にかかる関係帳簿類を整備して、保管すること。

11. その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。